

## 【機密性 2、完全性 2、可用性 2】

平成 16 年 4 月 1 日 規程第 12 号

### 独立行政法人国立病院機構役員報酬規程

#### (目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国立病院機構の役員に関する事項を定めることを目的とする。

#### (常勤役員の報酬の種類)

第 2 条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、年俸及び手当とする。

- 2 年俸は、月例年俸と業績年俸とする。
- 3 手当は、通勤手当、単身赴任手当及び地域手当とする。

#### (月例年俸の支給)

第 3 条 月例年俸は、毎月 1 回、その月の月例年俸としてその額の 12 分の 1 の額（以下「月例給」という。）を支給する。

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から月例給を支給し、月例給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた月例給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日常勤役員になったときは、その日の翌日から月例給を支給する。
- 3 常勤役員が離職したときは、その日まで月例給を支給する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、その月まで月例給を支給する。
- 5 第 2 項又は第 3 項の規定により月例給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月例給は、その期間の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

#### (報酬の支給)

第 4 条 月例給の支給定日は、毎月 20 日とし、一の月の初日から末日までの月例給の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

- 一 20 日が日曜日に当たるとき 21 日（21 日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、22 日）
- 二 20 日が土曜日に当たるとき 19 日
- 三 20 日が休日に当たるとき 21 日

- 2 通勤手当、単身赴任手当及び地域手当は、月例給の支給方法に準じて支給する。ただし、月例給の支給定日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

- 3 業績年俸は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは前日とする。
- 4 報酬は、その全額を通貨で直接常勤役員に支払う。ただし、法令及び理事長が別に定めるところにより、報酬の一部を控除して支払うことができる。
- 5 前項前段の規定にかかわらず、報酬は、常勤役員が申し出た場合には、常勤役員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

(端数の取扱)

第5条 この規程による各計算において、円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(役員基本年俸表)

第6条 役員基本年俸表（以下「基本年俸表」という。）は、別表に定めるとおりとする。

- 2 基本年俸表は、常勤役員に適用する。
- 3 基本年俸表を新たに適用された常勤役員（任期満了後引き続き再任された常勤役員を除く。）の年俸の額は、基本年俸表に掲げる基本年俸額（月例年俸額及び業績年俸額をいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる号俸に応じた額とする。
  - 一 理事長 7号俸
  - 二 副理事長 5号俸。ただし、理事長が別に定める場合は、6号俸とすることができる。
  - 三 理事 3号俸。ただし、理事長が別に定める場合は、4号俸とすることができる。
  - 四 監事 1号俸。ただし、理事長が別に定める場合は、2号俸とすることができる。

(月例年俸)

第7条 常勤役員の月例年俸の額は、基本年俸表において前条第3項に規定する号俸に応じた月例年俸額とする。

(業績年俸)

第8条 常勤役員の業績年俸の額は、年度単位で定めるものとし、第6条第3項に規定する場合を除き、当該常勤役員の前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、次の表に定める当該年度の評価結果に応じた割合を乗じて得た額（同項に規定する場合は、同項の業績年俸額）とする。

厚生労働大臣の業績評価	割合
S 評価	100分の120以内で理事長が定める割合
A 評価	100分の110以内で理事長が定める割合
B 評価	100分の100以内で理事長が定める割合
C 評価	100分の90以内で理事長が定める割合
D 評価	100分の80以内で理事長が定める割合

- 2 第13条の規定による地域手当を支給されている常勤役員の業績年俸の額は、前項の規定にかかわらず、前項の額に同手当の支給割合を乗じて得た額を前項の額に加算した額とする。
- 3 業績年俸は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の第4条第3項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。
- 4 業績年俸の支給額は、6月及び12月に支給する場合とも、第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - 一 6箇月 100分の100
  - 二 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - 三 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - 四 3箇月未満 100分の30
- 5 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第3項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る業績年俸（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた業績年俸）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員（同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により業績年俸の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第10条 理事長は、支給日に業績年俸を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該業績年俸の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し業績年俵を支給することが、職務に対する国民の信頼を確保し、業績年俵に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - 三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る業績年俵の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、業績年俵の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### (通勤手当)

- 第11条 通勤手当は、独立行政法人国立病院機構職員給与規程（平成16年第20号。以下「職員給与規程」という。）第31条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第32条に規定する額とする。
  - 3 任期満了後引き続き再任された常勤役員は、引き続き第1項の支給要件が継続しているものとみなす。
  - 4 その他通勤手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用する。

#### (単身赴任手当)

- 第12条 単身赴任手当は、職員給与規程第39条に規定する職員に対する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
- 2 単身赴任手当の額は、職員給与規程第40条に規定する額とする。
  - 3 任期満了後引き続き再任された常勤役員は、引き続き第1項の支給要件が継続しているものとみなす。
  - 4 その他単身赴任手当に関する事項は、職員給与規程の規定を準用する。

(地域手当)

第13条 地域手当は、本部に在勤する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額は、月例給に100分の20を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給は、第3条の規定を準用する。

(非常勤役員の報酬)

第14条 非常勤の役員の報酬は、常勤役員の報酬との権衡を考慮して理事長が別に定める。

(規程の実施)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(平成21年6月の業績年俸の支給額の特例)

第2条 平成21年6月の業績年俸の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額から理事長が定める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

(平成21年12月の業績年俸の支給額の特例)

第3条 平成21年12月の業績年俸の支給額は、第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額から理事長が定める額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

(平成29年6月及び12月に支給する業績年俸に関する特例措置)

第4条 平成29年6月及び12月に監事を除く常勤役員に支給する業績年俸の額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に相当する額を減じた額とする。

(平成30年6月及び12月に支給する業績年俸に関する特例措置)

第5条 平成30年6月及び12月に監事を除く常勤役員に支給する業績年俸の額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に相当する

額を減じた額とする。

(期末特別一時金)

第6条 期末特別一時金は、平成31年3月1日(以下「基準日」という。)に在職する常勤役員(理事長が定める常勤役員を除く。)に対して支給する。

2 期末特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる平成30年4月1日から基準日までの期間(以下「対象期間」という。)における常勤役員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
対象期間の全期間	100分の100
10箇月15日以上11箇月以下	100分の95
10箇月以上10箇月15日未満	100分の90
9箇月以上10箇月未満	100分の80
8箇月以上9箇月未満	100分の70
7箇月以上8箇月未満	100分の60
6箇月以上7箇月未満	100分の50
5箇月以上6箇月未満	100分の40
4箇月以上5箇月未満	100分の30
3箇月以上4箇月未満	100分の20
2箇月以上3箇月未満	100分の15
1箇月以上2箇月未満	100分の10
1箇月未満	100分の5

3 前項の支給定額は、15,000円とする。

4 期末特別一時金は、平成31年3月29日(以下「支給日」という。)に支給する。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、期末特別一時金は支給しない。

一 基準日から支給日の前日までの間に独立行政法人通則法第23条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員(同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。)

二 基準日から支給日の前日までの間に退職した常勤役員(前1号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又

はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、期末特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(臨時特別賞与)

第7条 令和3年6月1日(以下「基準日」という。)に在職する常勤役員(理事長が定める常勤役員を除く。)に対して臨時特別賞与を支給する。

2 臨時特別賞与の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる令和2年4月1日から基準日までの期間における常勤役員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
12箇月2日以上	100分の100
10箇月2日以上12箇月2日未満	100分の90
8箇月2日以上10箇月2日未満	100分の80
6箇月2日以上8箇月2日未満	100分の70
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の60
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の50
2箇月2日未満	100分の40

3 前項の支給定額は、60,000円とする。

4 臨時特別賞与は、令和3年6月30日(以下「支給日」という。)

(臨時特別一時金)

第8条 令和4年3月2日から令和4年6月1日までの期間中(以下「対象期間」という。)に勤務する常勤役員であって、令和4年6月1日(以下「基準日」という。)に在職する常勤役員(理事長が定める常勤役員を除く。)に対して臨時特別一時金を支給する。

2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における常勤役員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

在職期間の区分	在職期間割合
2箇月2日以上	100分の100
2箇月2日未満	100分の80

3 前項の支給定額は、15,000円とする。

4 臨時特別一時金は、令和4年6月30日(以下「支給日」という。)に支給する。

- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。
- 一 基準日から支給日の前日までの間に独立行政法人通則法第23条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員（同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
  - 二 基準日から支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
    - ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
    - ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（臨時特別一時金）

- 第9条 令和4年6月2日から令和5年3月1日までの期間中（以下「対象期間」という。）に勤務する常勤役員であって、令和5年3月1日（以下「基準日」という。）に在職する常勤役員（理事長が定める常勤役員を除く。）に対して臨時特別一時金を支給する。
- 2 臨時特別一時金の支給額は、次項に規定する支給定額に、次の表に掲げる対象期間における常勤役員の在職期間の区分に応じ、同表に掲げる在職期間割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

在職期間の区分	在職期間割合
6箇月2日以上	100分の100
4箇月2日以上6箇月2日未満	100分の80
2箇月2日以上4箇月2日未満	100分の60
2箇月2日未満	100分の40

- 3 前項の支給定額は、150,000円とする。
- 4 臨時特別一時金は、令和5年3月31日（以下「支給日」という。）に支給する。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、臨時特別一時金は支給しない。
- 一 基準日から支給日の前日までの間に独立行政法人通則法第23条第2項及び第3項の規定により解任された常勤役員（同条第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）
  - 二 基準日から支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）



で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に、次に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ロ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

ハ その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し臨時特別一時金を支給することが、国立病院機構の社会的信頼を確保する上で重大な支障を生ずると認めるとき

6 前各項に規定するもののほか、臨時特別一時金の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（令和6年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第10条 令和6年12月に監事を除く常勤役員に支給する業績年俵の額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額から、本来支給すべき業績年俵額に以下の各号を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）に相当する額を減じた額とする。

一 理事長 100分の10

二 副理事長 100分の7

三 理事 100分の5

附 則（平成17年規程第29号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成17年12月に支給する業績年俵の額は、本文の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（以下この条において「改正後の役員報酬規程」という。）第8条から第10条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される業績年俵の額（以下この条において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、業績年俵は、支給しない。

一 平成17年12月1日（業績年俵について改正後の役員報酬規程第8条第3項後段の規定の適用を受ける常勤役員にあっては、離職し、又は死亡した日）まで引き続いて在職した期間で同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される報酬のうち月例年俵、業績年俵並びにこれら

の額の改定により額が変動することとなる報酬（次号において「年俸等」という。）  
の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の役員報酬規程による月例年俸及び業績年俸の額により算定した場合の年俸等の額の合計額

附 則（平成18年規程第10号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（役員基本年俸表の改正に伴う経過措置）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き役員基本年俸表の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける月例給が同日において受けていた月例給に達しないこととなる常勤役員には、月例給のほか、その差額に相当する額を月例給として支給する。

2 前項の規定による月例給を支給される常勤役員の第8条第1項及び第13条第2項の適用については、第8条第1項中「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額から理事長が定める額を減じて得た額」と、第13条第2項中「月例給」とあるのは、「月例給と独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成18年規程第10号）附則第2条第1項の規定による月例給の合計額」とする。

3 前2項の規定は、平成20年3月31日までの間適用する。

（平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合）

第3条 平成22年3月31日までの間の第13条第2項中「100分の18」とあるのは「理事長が定める支給割合」とする。

附 則（平成20年規程第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成18年規程第10号）附則第2条を改正する規定は、平成20年3月31日から施行する。

（業績年俸にかかる経過措置）

第2条 平成18年4月1日の前日から引き続き役員基本年俸表の適用を受ける常勤役員の平成20年度における第8条第1項の適用については、第8条第1項中「前年度の業績年俸の額」とあるのは「基本年俸表に掲げる業績年俸額に理事長が定める割合を乗じて得た額」とする。

2 前項の理事長が定める割合は、前年度までの第8条第1項に規定する評価結果に応じた割合を考慮して定めるものとする。

附 則（平成21年規程第1号）

（施行期日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年規程第23号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（その他の事項）

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成21年規程第39号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成21年12月に支給する業績年俵の額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される業績年俵の額から、次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

- 一 平成21年4月1日に役員となった者において基本年俵額の12分の1に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成21年6月に支給された業績年俵額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他の事項）

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成22年規程第40号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する業績年俵に関する特例措置）

第2条 平成22年12月の業績年俵の支給額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役

員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額から理事長が定める額及び次の各号に掲げる額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成22年4月1日に役員となった者において基本年俸額の12分の1に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- 二 平成22年6月に支給された業績年俸額に100分の0.28を乗じて得た額

(その他の事項)

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第13号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(平成24年6月に支給する業績年俸に関する特例措置)

第2条 平成24年6月の業績年俸の支給額は、改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、同条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額から次の各号に掲げる額を減じた額を同条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

- 一 平成23年4月1日に役員となった者において改正前の基本年俸額の12分の1に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び同額に地域手当の割合を乗じて得た額
- 二 平成23年6月に支給された業績年俸額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された業績年俸額に100分の0.37を乗じて得た額
- 三 平成24年4月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された月例給に100分の9.77を乗じて得た額
- 四 同年4月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額及び同年5月に支給された地域手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

(その他の事項)

第3条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の実施に必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則 (平成24年規程第16号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(特例措置)

第2条 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に対する月例給（本報酬規程第3条第1項に規定する月例給をいう。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、月例給から、月例給に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 地域手当 当該常勤役員が受けるべき地域手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

二 業績年俸 当該常勤役員が受けるべき業績年俸の額に、100分の9.77を乗じて得た額

附 則（平成26年規程第41号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成26年12月5日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）別表第1及び次条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

2 附則第4条及び第5条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 平成26年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（以下「改正前の役員報酬規程」という。）第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(平成26年4月からの通勤手当の額)

第4条 改正後の役員報酬規程第11条第2項の通勤手当の額については、独立行政法人

国立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成26年規程第37号）による改正後の独立行政法人国立病院機構職員給与規程（平成16年規程第20号）第32条に規定する額とする。

（給与の内払）

第5条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

（その他の事項）

第6条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成27年規程第36号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（役員基本年俸表の切替に伴う経過措置）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き独立行政法人役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第6条別表1に定める役員基本年俸表（以下「役員基本年俸表」という。）の適用を受ける常勤の役員（以下「常勤役員」という。）で、その者の受ける月例年俸額が同日に受けていた月例年俸額に達しないこととなるもの（理事長が定める者を除く。）には、平成30年3月31日までの間（当該日から引き続き同一の号俸である期間に限る。）、月例年俸額のほか、その差額に相当する額を月例年俸として支給する。

2 切替日以降に新たに役員基本年俸表の適用を受けることとなった常勤役員について、その異動の事情等を考慮して前項の規定による月例年俸を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるときは、当該常勤役員には、理事長の定めるところにより、前項の規定に準じて、月例年俸を支給する。

3 前2項の規定による月例年俸が支給された常勤役員がこれらの定めにより当該月例年俸が支給されなくなった場合において、それ以降最初の年度の業績年俸の支給にあたっては、役員報酬規程第8条第1項中「前年度の業績年俸の額」とあるのは「前年度の業績年俸の額から独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程（平成27年規程第36号）による改正前の役員基本年俸表の業績年俸額とその者に適用されている役員基本年俸表の業績年俸額との差を差し引いた額」と読み替えるものとする。

第3条 切替日から平成28年3月31日までの間、役員報酬規程第13条第2項中「100分の20」とあるのは、「100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合」とする。

(その他の事項)

第4条 前条までに定めるもののほか、この規程による改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第7号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年2月5日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程(以下「改正後の役員報酬規程」という。)の規定並びに附則第3条及び第4条の規定は、平成28年1月1日以降に在職する役員に対して平成27年4月1日から適用する。

(平成27年6月及び12月に支給する業績年俸の特例)

第3条 独立行政法人国立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程(平成27年規程第36号)附則第2条第1項の適用を受けない役員の平成27年6月及び12月の業績年俸の支給額は、第2項から第3項までの規定を適用して得た額とする。

2 平成27年6月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程(以下「改正前の役員報酬規程」という。)第8条の規定による。

3 平成27年12月の業績年俸の支給額は、改正後の役員報酬規程第8条の規定にかかわらず、改正前の役員報酬規程第8条第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額と次の各号に掲げる額の合計額を、改正後の役員報酬規程第8条第4項に規定する「第1項及び第2項の規定による業績年俸の額の2分の1の額」とみなして、同項を適用して得た額とする。

一 次のイの額からロの額を差し引いた額

イ 改正後の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

ロ 改正前の役員報酬規程別表役員基本年俸表における業績年俸額

二 前号の額に地域手当の支給割合を乗じて得た額

(給与の内払)

第4条 改正後の役員報酬規程を適用する場合においては、改正前の役員報酬規程に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の役員報酬規程による給与の内払とみなす。

(その他の事項)

第5条 前条までに定めるもののほか、改正後の役員報酬規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成28年規程第20号)

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第22号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第51号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年6月23日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程による改正前の独立行政法人国立病院機構役員報酬規程（以下「役員報酬規程」という。）第4条の規定については、この規程による改正後の役員報酬規程第4条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和3年6月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年規程第42号)

(施行期日)

この規程は、令和3年6月3日から施行する。

附 則 (令和4年規程第42号)

(施行期日)

この規程は、令和4年6月9日から施行する。

附 則 (令和5年規程第9号)



(施行期日)

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

附 則 (令和6年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 役員基本年俸表

号 俸	基本年俸額	
	月例年俸額	業績年俸額
	円	円
1	8,666,400	3,102,100
2	9,342,000	3,343,900
3	10,041,600	3,594,400
4	10,987,200	3,932,800
5	11,846,400	4,240,400
6	12,705,600	4,547,900
7	14,424,000	5,163,000